



案内

平成19年度
労働基準監督官採用試験

人事院および厚生労働省では、広く一般から労働基準監督官にふさわしい人材を募集します。
受験資格 (1)昭和53年4月2日～昭和61年4月1日生まれの方
(2)昭和61年4月2日以降生まれの方
①大学を卒業した方または平成20年3月までに大学を卒業する見込みの方
②人事院が①に掲げる方と同等の資格があると認められた方

○第1次試験
日時 6月10日(日)
午前8時45分～午後6時
会場 秋田大学一般教育2号館(予定)
申込受付 4月2日(月)～13日(金)
※申込書の提出はできるだけ郵送(4月13日通信日付印有効)。持参する場合の受付時間は午前8時30分～午後5時15分まで(土・日曜日は除く)。
申込用紙請求先 全国の労働局

にかほ市消費者の会 会員募集中!!

暮らしに関わるさまざまな消費問題に目を向け、自分たちで出来ることから行動し、一緒に考え活動している会です。ぜひ、あなたも参加してみませんか。
問合せ 生活環境課 生活安全係 ☎32-3043
にかほ市消費者の会 島山 ☎37-2741

労働基準監督署、公共職業安定所または人事院地方事務局
申込・問合せ (秋田市を希望する場合) ☎010-0951
秋田市山王7丁目1-3
秋田合同庁舎 秋田労働局総務部総務課人事係
☎018-862-6681 内線423
※秋田市以外を希望する場合は、第1次試験地に対応する労働局
オランの会総会
記念講演会の開催
オランの会では、総会後に記念講演会を開催します。ぜひ参加してください。
日時 3月24日(土) 午後2時
会場 象潟構造改善センター
内容 演題「多様で気長な森の世界」ブナとササを中心にく」
講師 蒔田明史氏 (秋田県立大学准教授)
主催 オランの会 (仁賀保パイオマス利用推進会)
問合せ オランの会 井上 ☎32-6789

『由利うまいものフェア』開催!!

日時 3月20日(火) 午後1時30分～4時
※一般の方の入場は午後2時からです。
会場 本荘由利広域交流センター
内容 展示・試食コーナー、相談コーナー

講演 ①特産品の振興の取り組み
②関西、九州などでの販売促進の取り組み
問合せ 由利地域振興局地域企画課企画・地域振興班 ☎22-5432
農林企画課由利牛肥育チャレンジ・生産振興班 ☎22-7551

あなたの撮影した身近な出来事の写真募集中!!



広報にかほでは、4月から「フォトギャラリー」を企画しています。皆さんが撮影した身近な出来事の写真をお寄せください。

右記の要件を満たす写真やデータを下記まで応募ください。なお、応募いただいた写真やデータの入ったメディアはお返しできません。また、掲載できる数に限りがありますので、掲載されない場合はご了承ください。

◆募集要件

- ①オリジナル作品であること
- ②人物が写っていること(写っている方から掲載の承諾をもらうこと)
- ③カラー・白黒どちらでも可
- ④題名をつけること
- ⑤写真内容を表す簡単なコメント
- ⑥いつの時代の写真でも可
- ⑦他に応募していない作品であること

〒018-0192

秋田県にかほ市象潟町字浜ノ田1番地
にかほ市役所 企画課 広報広聴係
E-mail: kikaku@city.nikaho.lg.jp

宛先はこちら→

問合せ 企画課広報広聴係 ☎43-7510

平成19年度乳幼児健診
実施場所の変更について

平成19年4月から実施の乳幼児健診の場所が、下記のとおり変更になります。保護者の皆さんのご協力とご理解をお願いします。

健診名	地域	場所
乳児健診 (4・7・10 カ月児)	仁賀保・金浦 ・象潟地域 (全地域)	金浦保健 センター
1歳半児健診	仁賀保地域	総合福祉交流 センター 「スマイル」
3歳児健診	金浦地域	象潟保健 センター
5歳児健診	象潟地域	

問合せ 健康推進課 ☎32-3000

http://www2.chokai.niigata.jp/~k-hiro/gyakuhin

島田洋七氏講演会
「がんばろう ばいばい海山」開催

期日 5月26日(土)
会場 由利体育館
(由利本荘市・旧由利町)
開場 午前11時
プログラム
①お楽しみ抽選会
& 前座 正午
②講演会 午後1時30分
入場券
▽前売り券 1,000円 (小学生半額)
▽当日券 1,500円 (小学生半額)

※前売り券は、3月15日(木)から販売します。
入場券取扱所
▽秋弘商キサカタ
▽ホテルエクセルキクスイ
▽ゆりえもん(常の屋)ニシ
▽秋高堂書店
▽マックスパリュ各店
(由利本荘市内)
▽ローソン由利店、矢島店
※詳細については、ホームページまたは電話で問い合わせください。
問合せ 菊地工業㈱ 菊地 ☎53-3063

4月1日から税務証明書
(所得証明・課税証明・資産証明・納税証明など)の
発行の申請方法が変わります

市税に関する証明が必要なときは、本人または同居の親族が免許証などの本人確認ができる書類と印鑑をご持参のうえ窓口へお越しください(同居の親族であれば委任状の提出は必要なくならしました)。
その他の方(代理人)が請求する場合には、本人が署名し押印した委任状と代理人の免許証などと印鑑が必要です。
○窓口に来る方ご自身の証明書が必要な場合:本人確認がで

免許証などに該当する書類

運転免許証、旅券(パスポート)、健康保険証、各種年金証書(手帳)、恩給証書、介護保険被保険者証、身体障害者手帳、官公庁等が発行する身分証明書、社員証、学生証、納税通知書、預貯金通帳、キャッシュカード、クレジットカード、診察券、消印のある本人宛郵便物、各種会員証、その他これらと同等と認められるもの

きる書類の提示が必要となります。
○窓口に来る方の同居親族の証明書が必要な場合:委任状は必要ありません。窓口に来た方の本人確認ができる書類の提示が必要です。
○窓口に来る方ご自身・同居親族以外の方の証明書が必要な場合:委任状が必要です。窓口に来た方の本人確認ができる書類の提示も必要です。

※どの場合にも、窓口に来る方の印鑑が必要です。
※同居であるかは証明書を取りにいらしたその日時点の状況です。
※住宅用家屋証明書、軽自動車納税証明書(継続審査用)、営業証明書に関する証明書の発行と、土地図面、路線価等公開図の閲覧・写しの交付に關しては従前通りです。
※相続等に関する証明書については事実確認が必要な場合があります。

問合せ 税務課 ☎43-7505